

## 資料 4

### 独禁法による農協関係の警告事例（組合の連合会を含む。）

1	事件名	内容	関係法条	警告年月日
1	社団法人中央酪農会議及び雪印乳業株式会社ほか5名	牛乳の小売価格等の方針を決定し、牛乳製造業者らに、これを小売業者に実施することを要請した。さらに前記牛乳製造業者らが同要請に従わなかったときは指定生乳生産者団体をして、生乳の供給を停止させることを決定し、これを指定生乳生産者団体に実施するよう要請した疑い。	8条1項 19条（旧一般指定18）	昭和57.1.28
2	酪農乳業安定会議四国ブロック会	量販店に要請すべき牛乳の最低小売価格を定め、構成員が量販店に対し、これを遵守するよう要請すること並びに構成員の牛乳の販売方法及び販売先の制限を決定し、同決定に従わなかった構成員に対して、生乳を供給しないことを指定生乳生産者団体に要請した疑い。	8条1項 19条（旧一般指定18）	昭和57.1.28
3	広島県酪農業協同組合連合会	量販店が販売する最低価格等を決定し、会員である牛乳製造業者らに当該最低価格を下回る価格で販売しないように量販店に対し要請させ、同要請を行わない牛乳製造業者に対しては、生乳の供給を停止することとした疑い。	19条（旧一般指定18）	昭和57.1.28
4	全国農業協同組合連合会	同連合会の契約先段ボール箱製造会社（以下「指定メーカー」という。）に青果物用段ボール箱を製造させるに当たり、原則として製造に使用する段ボール原紙の全量を同連合会から購入させるようにしているところ、指定メーカーがやむを得ず自ら段ボール原紙を同連合会以外のところから調達した場合においても、補正措置と称して、事後的にこの相当分の段ボール原紙を同連合会から購入させていた疑い。	19条（一般指定14項）	平成2.1.11

（注）1，2については、関係人又はその構成員に組合が入っているものである。

	事件名	内容	関係法条	警告年月日
5	三木町農業協同組合 組合苺部会	苺の生産及び出荷に使用する資材は三木町農業協同組合から購入すること及びこれに従わないときは苺部会を除名し苺の共同出荷事業を利用させないことを決定した疑い。	8条1項	平成3.2.27
6 17	秋田県, 岩手県, 宮城県, 山形県, 山形県庄内, 福島県, 栃木県, 新潟県, 富山県, 石川県, 福井県及び滋賀県の各経済農業協同組合連合会	銘柄米の入札取引に当たって卸売業者に対し, その入札価格及び入札数量を示して, この価格又は数量で入札するよう要請し, 卸売業者は, おおむね, 自主流通米の大部分を占める相対取引数量に影響することを懸念して受け入れざるを得ないようにされていた疑い。	19条(一般指定13項又は14項)	平成6.3.3
18	宮崎中央農業協同組合	農業用生産資材を取引先卸売業者から購入するに当たり, 当該販売業者と組合員等との取引について不当に拘束する条件を付けて取引先卸売業者と取引している疑い。	19条(一般指定13項)	平成11.2.12
19	全国農業協同組合連合会	<p>全国農業協同組合連合会(以下「全農」という。)宮城県本部において, 平成11農薬年度(平成10年10月~同11年9月)における農業協同組合向け農薬販売額の拡大を図るため, 他の農薬卸売業者に先んじて農薬の予約獲得のための活動を行い, 主要な農業協同組合との間で, 農薬取扱目標額の達成を前提に販売価格等の取引条件について合意し, 一部の農薬について, 総販売原価を大幅に下回る価格で予約を得て販売した事実が認められた。</p> <p>なお, その後, 全農は, 予約販売数量を確保しつつ, 前記農薬の販売価格を引き上げた。</p> <p>全農の前記行為は, 宮城県内における他の農薬卸売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑い。</p>	19条(一般指定6項)	平成12.2.25